

宮代町告示第150号

宮代町避難行動要支援者支援制度実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年7月14日

宮代町長 新 井 康 之

宮代町避難行動要支援者支援制度実施要綱の一部を改正する告示

宮代町避難行動要支援者支援制度実施要綱（令和元年宮代町告示第134号）の一部を次のように改正する。

第11条を第12条とする。

第10条に次の1号を加える。

(3)避難支援等関係者が安心して支援活動を行うことができるよう、研修の実施、支援員証の交付その他必要な支援及び環境整備に努めるものとする。

第10条を第11条とする。

第9条第2項中「、前条第1項各号」を「、第8条第1項各号」に改め、同条を第10条とする。

第8条の次に次の1条を加える。

（支援員証）

第9条 町長は、前条第1項に規定する支援を行う避難支援等関係者に対し、宮代町個別避難支援計画作成支援員証（様式第4号。以下「支援員証」という。）を交付することができる。

2 前項の支援員証の交付を受けた者は、避難行動要支援者への訪問、個別避難支援計画の作成その他支援活動を行う際には、これを携帯し、関係者から提示を求められたときは提示しなければならない。

3 支援員証の交付を受けた者は、これを他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4 支援員証の交付を受けた者は、その資格を失ったとき又は町長から返納を求められたときは、速やかに支援員証を返納しなければならない。

様式第3号の次に次の様式を加える。

様式第4号（第9条関係）

【表面】

交付第	号
宮代町個別避難支援計画作成支援員証	
氏 名	
上記の者は、宮代町避難行動要支援者支援制度における個別避難支援計画の作成支援員であることを証明します。	
有効期限	年 月 日まで
宮代町長	

【裏面】

この証票を携帯する者は、宮代町避難行動要支援者支援制度に基づき、避難行動要支援者宅への訪問、制度説明及び個別避難支援計画の作成支援を行います。

個人情報保護に関する法令等を遵守し、業務上知り得た情報を他人に漏らしません。

不審な点がありましたら下記へご連絡ください。

【問合せ先】

宮代町健康介護課高齢者支援担当

電 話 0480-34-1111

附 則

この告示は、令和8年9月1日から施行する。